

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 I R・EM委員会規程

〔 制 定 平成 30 年 4 月 25 日 〕
〔 最終改正 令和 3 年 3 月 19 日 〕

(目的)

第 1 条 この規程は、八戸学院大学（以下「大学」という。）学則第 62 条第 2 項および八戸学院大学短期大学部（以下「短大」という。）学則第 40 条第 2 項に基づき、学内外の様々な情報の収集・分析等を通じて、大学・短大における教育、研究、社会貢献および管理運営等について支援を行い、もって大学改革に資するために設置する八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 I R（インスティテューショナル・リサーチ）・EM（エンロールメント・マネジメント）委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) データベースを利用したデータ収集・検証ならびに当該データベースの整備
- (2) 学内におけるデータおよび情報の普及活動ならびにデータ分析報告の支援
- (3) 情報の提供・分析を通じた計画策定の促進および支援
- (4) 情報の提供による意思決定の支援
- (5) その他 I R・EMに関すること

(構成)

第 3 条 委員会委員は、毎年度当初、大学学部長・学科長および短大学科長の推薦に基づき、大学・短大の学長がそれぞれ任命する。

- 2 委員会に委員長および副委員長を置き、大学学長と短大学長が協議のうえ指名する者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議決は、出席委員の過半数の合意によるものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務)

第 5 条 委員会の事務は、大学評価支援室において処理する。

- 2 委員会は、委員会の日時、開催場所、議決事項その他の事項について、会議録を作成しなければならない。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議の審議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 25 日に施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。